

## 富山県環境審議会第3回自然環境専門部会議事録

1. 日 時 平成 23 年 7 月 13 日（水）午後 2:00～午後 4:00
2. 場 所 県民会館 707 号室
3. 出席者  
委 員：鍛冶部会長、和田委員、阿久津特別委員、五十嶋専門員、榎本専門員、  
菊川専門員、園専門員、高木専門員、福田専門員  
（全員出席）  
事務局：堀生活環境文化部次長、塚元課長、黒田課長補佐、筒井副主幹、  
土原主任、長岡主任

4. 議事  
付議事項「県立自然公園の指定について」
  - 1) これまでの経緯等について
  - 2) 指定書等最終案について
  - 3) その他

### <開会>

- ・ 堀生活環境文化部次長 あいさつ （別紙挨拶文のとおり）
- ・ 鍛冶部会長 あいさつ

ちょうど一年前に審議会に諮問し、部会に付議を受け、この間、部会、2回の現地調査、素案の送付などで委員の皆様には審議をしていただき、また、各関係機関との調整を経て、事務方の方で最終案を取りまとめていただいた。今日は、8月1日に開催される環境審議会での部会報告に向け、最終案をまとめたいと思う。まだまだ意見もあると思うし、見落とし等もあるかもしれないので、活発な議論をお願いしたい。

### I これまでの協議等について

- ① 経過報告書（資料1-1）に基づき、塚元課長から説明
- ② 協議等実施状況表（資料1-2）、現地調査報告（資料1-3）に基づき、筒井副主幹から説明。主な補足説明は以下のとおり。
  - ・ 土地所有者のうち、意見が1名から意見があったが、既指定の保安林の固定資産税に係る内容であり、自然公園に関することについては意見がなかった。
  - ・ 現地調査については、鍛冶部会長、和田委員に同行をお願いした。今年は残雪が多く通常の登山ルートである烏帽子尾根まで車が入ることができず、12.5キロ、8時間の道のりとなった。
  - ・ 第1種特別地域部分については、7月6日に森林管理署と再度確認を行った。僧ヶ岳頂上から100mの歩道上については現地で杭を打ってきた。計3箇所。
  - ・ 片貝東又については、現地調査で委員の皆さんを案内できなかった部分であり、写真で紹介する。今回の僧ヶ岳県立自然公園の指定地域は、北陸電力片貝第4発電所から上流部分とし、今後の発電所管理の観点も考慮し、発電所施設は指定地から外した。片貝山荘は魚津市教委の管理であるが、休憩所として位置づけた。

- ・大原台では、黒部市が休憩所、トイレなどを整備しており、これらは公園計画に位置づけた。

## ＜質疑＞

### （部会長）

事務局からの説明を受け、質問、意見等をお願いしたい。

現地調査をした日は、あいにくの天気であり、本来は、後立山連峰等の展望がいい場所のはずだが、景色は悪かった。雪の解けたところから春の花の植物が見えていた。参加された感想をお聞かせ願いたい。

### （委員）

天気も悪く、残雪が多い状況で、雪の融雪状況により、開花が遅い花、早い花が見られた。登山道も幅が広くなく、植生と共存している状況であった。

### （部会長）

健脚向き、厳しいコースだったと思う。

他に意見等あればまた後の質疑の時間に行うこととして、議事Ⅱに入ることとする。

## Ⅱ. 指定書等最終案について

### （事務局）

資料2-1～7について説明。このうち、指定書（資料2-2）、公園計画書（資料2-3）区域図及び公園計画図（資料2-4）については、これまでも修正の都度最新版を委員の方に送付しているので、資料2-5～7の対比表、変更点を示した資料により説明を行う。主な補足説明は以下のとおり。

- ・ 資料2-1のうち、指定書の欄の9の意見については、第2回の部会でも同様の意見があり、今回事務局の考えを次ページ以降に整理した。公園区域、特別地域の設定については、資料1-3の図面も参考に見ていただきたい。  
第1種特別地域の境界については、現地で境界の目印として把握できるところが、頂上及び歩道しかなかったため、これらから100mとした。（視認可能であるという理由について）
- ・ 指定書の新旧対照については、各関係機関からの指摘に基づく表現の変更、四捨五入等の計算方法による面積の変更がある。
- ・ 公園計画の新旧対照については、現地調査による第1種特別地域の面積の確定に伴う変更、第3種特別地域については四捨五入等の計算方法による面積の変更、施設計画のうち避難小屋については“OR”という表現をなくし場所を限定するという意味で宇奈月尾根を削除、さらに、関係機関の指摘に基づく表現の変更を行った。
- ・ 区域図については、宇奈月尾根線歩道のうち、下の第2登山口から第3登山口の部分が入っていなかったため追加、第1種特別地域の確定による範囲、区域界の表現の変更、魚津市と黒部市の境界から魚津市側については、公園区域が道路界を除くになっているためこの部分の道路については削除した。

## <質疑>

### (部会長)

最終案について、公園区域や特別地域設定の考え方も含めて説明していただいたが、まとめると、関係機関との調整後の変更点としては、公園区域の変更部分があること、第一種特別地域の確定による最終的な面積確定、文章の表現方法の変更という3点でよいか。活発な議論をお願いしたい。

### (専門員)

避難小屋について宇奈月尾根を外したということであるが、今後、宇奈月尾根に避難小屋を作る可能性はないということか。

### (事務局)

今の時点ではない。今後の利用の状況を見て、必要であれば公園計画を変更し対応していくことになる。

### (専門員)

特別地域の境界を、頂上や歩道から100mとしているが、急になっていく境界を使うというのはどうか。まだ現地の特別地域の境には、ポール等で境界を分かるようにするのか。

### (事務局)

ポール設置は行わない。図上確定が基本となる。

### (専門員)

いきなり傾斜が変わるという部分があったはずなので、それを利用するというやり方もあるのではないかと思うが、100mというのがやりやすいということか。

### (専門員)

資料1-2の協議結果の中で、地元説明で反対があった部分については除外したということによいか。市境の登山ルートはどうなったのか。

### (事務局)

魚津市長から要望のあった市境の登山ルートについては今回の公園計画に入れていない。別又僧ヶ岳線の完全に通行するための工事がまだ完了していない。このエリアについては安全に通行できる目処が立てば、その段階で公園計画を変更したいと考えている。

個人所有の農地については、定年のあとに農業をやりたいという要望があったもので、特に植生自然度が高いという場所ではなく、エリアのふちの部分であったため除外した。

### (専門員)

第1種特別地域の境界について、見透線界が3箇所あり、現場で杭も打って確認

をされたということであるが、例えば、31-32の境界については、現場の杭は仏ヶ平にあって、そこから400mということ現場で確認してきたということによいのか。また、杭は今後どういう管理していくのか。

**(事務局)**

ポイントの設定は、実際にはGPSでおさえてきた。山岳地域の道であるので、そこから100m、200mというのは実際には不可能なので、GPSで緯度、経度で押さえないといけないので、端の4点については、GPSで緯度、経度を確定しているし、僧ヶ岳山頂は国土地理院が緯度、経度を確定しているの、そこから100mとなる。杭の管理は県で行う予定である。

**(部会長)**

GPSのポイントは正確か。

**(事務局)**

現在、自然保護課で使用しているGPSの機械は、0.1秒、誤差2m~3mの機能のGPSである。受信状況にもよるが、概ねその程度である。

**(委員)**

指定書等のできあがりの姿としては、異議はない。指定にいたる経緯をまとめてほしいとずっと言っていて、資料2-1にまとめてもらったのはよかったが、2の区域の設定の欄の最後2行については、あっさりまとめられているような感はある。尾根等、具体的にどれを指すのかを場所ごとの説明があればなお分かりやすいと思う。

**(部会長)**

事務方の資料として、そういうものがあれば分かりやすいかもしれない。

**(委員)**

我々は県民の方に、どうしてこうなったかという説明しないといけない義務があるので、考え方について整理し、後世に伝えていかないといけない。

**(部会長)**

理想と現地のとりやすい境界というのはぴったりこないかもしれないが、それをどう割り切るかということか。

**(専門員)**

今回は、平成16年の調査に基づく僧ヶ岳県立自然公園の指定ということであるが、これから先について、今後の富山県全体の公園計画について、どのように考えているか伺いたい。

**(部会長)**

これは恐らく、県の総合計画や土地利用計画などにも関係することかと思うが。

**(事務局)**

今回の僧ヶ岳県立自然公園は6番目の県立自然公園となる訳であるが、以前、議会でも、今後県立自然公園の指定はありうるのかという質問があった。平成16年度の調査、市町村の要望等により、標高1,000m以上の植生自然度の高い部分について確認したところ、県立自然公園としてふさわしい場所として僧ヶ岳地域があったが、その他については、県立自然公園としては適した場所はなかったと認識はしている。もちろん、見落とし等はあるかもしれないので、他に候補地があれば、また市町村等から要望してもらい、再度調査をしたいと考えている。

**(部会長)**

私の方からいくつか提案をさせていただきたい。

まず、細かい話であるが、地名の読み方の部分で、仏ヶ平の「平」の部分の読み方について、富山県の山関係の本を3冊であるが調べてみたところ、「ひら」が1冊、「だいら」が2冊であった。この部会では、「ひら」を使用しているが、今回の指定に際し、県立自然公園としてはこの読み方という風に決めた方がよいと思うので、なるべくオーソライズされている読み方を文献や詳しい人に聞くなりして調査してはどうか。

次に、今回、歩道から100mという地点が境界としてあげられているが、この距離は水平距離なのか斜距離なのかということについて、森林の面積というのは、一般的には水平が基本とされている。僧ヶ岳県立自然公園で使われている距離も水平距離ということでこの部会の統一見解としてよいか。

次に、パブリックコメントについて、資料を読むだけでは、質問者の意図することが、例えば太陽光発電なのか風力発電なのかかなど、よく分からない部分もあるのだが、僧ヶ岳も標高が低い部分は、昔が人手が入っていたが、今は人が入らなくなり、ナラ枯れが目立つような状況になってきている。自然エネルギーと捉えるかどうかは別問題であるが、積極的に森林に人の手をいれていくという部分も必要かと思う。そういう思想も持ち合わせていないといけない。

**(専門員)**

パブリックコメントについての回答については、現在の自然エネルギーへの見直しの機運が高まっている情勢の中で、回答者に対し、少し突き放した感があると思った。私も最初の部会の際に質問させていただいたが、県立自然公園に指定されたからといって、自然エネルギーの開発が全く不可能となる訳ではないと伺った。今回の回答の中でも、指定されたからといって自然エネルギーの開発を全く否定するわけではないということ、さすがに第1種特別地域内では厳しいとは思いますが、第3種、普通地域等では、自然と共存できる範囲内での開発は可能という主旨の内容を回答に含めたほうがいいのではないかと思う。

**(事務局)**

この方の質問の冒頭に「自然エネルギー協会に参加いただき」とあり、この自然

エネルギー協会について少し調べてみたところ、今日秋田で全国知事会があって、その際に設立総会があるとのことだった。インターネット上にあるこの協会のHPをみたところ、やはり、太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーの必要性はこれまで以上に高まっていますという文章から始まっているため、この方は、恐らく県立自然公園の指定を契機に、土地の所有者である富山県が風力発電所などを作ることができるのではないかと考えて、この質問をしたという前提で、上記のような回答とした。この回答については、既に県のHPで公開済みであり訂正は不可能であるので、園専門員等の意見を参考に、個別に質問者にフォローすることといたしたい。

#### (委員)

資料2-1の「公園区域、特別地域の設定」の中の、1の地域指定の基本的な考え方の部分であるが、少なくとも植生自然度という基準を設けてその基準でくくって今回の公園区域を作ったということであれば、景観という項目の前に、まず第一に植生についての記載があった方がよいのではないかと。

また、第2種特別地域を設定しなかった理由について教えてほしい。例えば、第1種特別地域の周りに、緩衝地帯として第2種特別地域を設けるという考え方もできたのではないかと。

#### (事務局)

特別地域の設定理由の中で第1種と第3種の指定理由は文章で記載したが、その間を第2種とした場合、第2種の設定理由を示すことができないと事務局の方では考えた。当初の計画では、第2種も一部入っていたが、第2種、第3種の林相、植生自然度等を調べてみても違いがはっきりせず、地種区分の違いを設けても違いを説明できない状況であり、全てを第3種としたという経緯がある。よって、第2種の設定理由が明確にできないという回答しかできない状況である。

#### (部会長)

自然公園法も条例も、第1種から第3種の特別地域というのはひとくくりで、許可の要不要という点でも区別がない。許可基準の面では、ただ、林業の側面から、木の切り方を細かく決めておいた方がいいという観点から、林業という面に限って区分したという経緯がある。第1種は禁伐、第2種は何ヘクタール以内の皆伐はいい、第3種は細かい条件はないというように、林業をやることを前提とした区分といえる。なので、この地域の場合は全部1種か3種かということになる。

#### (委員)

森林法の規制もかかっているんで、全部1種か全部3種もいいほどである。

#### (部会長)

確かに全部1種でも支障はないのかもしれないが、全部1種にしてしまうと、所有者が全く手をつけられなくなる。所有者が将来何かしたいと考えた際の芽を摘み取らないように、3種としたということではないかと。

**(事務局)**

もう一つの和田委員の質問に対する回答であるが、僧ヶ岳周辺の自然公園の目玉というのは植生自然度であって、もう一つは眺望、3つめが雪形景観である。地域指定の基本的な考え方というのは、S40年代に県立自然公園を指定した際の指針の中で、このような考え方をしておりそれに準じて記載したわけであるが、今回は、当時の指針にはなかった植生自然度というのが目玉であるわけであるから、当然、この基本的な考え方の中に含めていくものと考えている。

**(委員)**

去年の審議会の諮問の際に、委員の方からいくつか意見があったかと思うが、そのうち、林道、登山道、避難小屋、トイレについては公園計画の中に位置づけているので実現するのだと思うが、もうひとつ話のあった、ジオパークについてはどう考えているのか。個人的には、ジオパークを県立自然公園の中に設置するのは難しいと考えているが、事務局の方では何かご検討されていれば伺いたい。

**(事務局)**

今のところ、積極的にジオパークを入れるということは考えていない。今後、指定を受けて、どんどん需要があって、そういう声が大きくなれば、次の段階として、それに近いような利用のあり方を検討する時期が来るのかなと現段階では考えている。

**(委員)**

去年登った際に確認したところでは、仏ヶ平のところで広く開けてくる。頂上では日本海も見える。そういう眺望のウリを広く周知してもらえれば。

**(部会長)**

他にはなければ、議事の3に移りたい。

### Ⅲ その他

**(事務局)**

採取規制の指定植物について（資料3-1）、今後の手続きについて（資料3-2）について説明。補足説明は以下のとおり。

- ・ 採取を規制する指定植物については、現在、調査を委託しているところである。
- ・ 地元説明会の際にも町の人が自分たちの山に入って、お金になる植物を根こそぎ持って行ってしまうという話があり、規制を強化して欲しいという意見があった。道路の通行止めを求める声もあったが、条例上できることはしていくという回答をしてきた。このようなマニア等が求める植物についても指定植物として指定する予定である。

**(部会長)**

指定植物についてもう少し詳細に説明して欲しい。

**(事務局)**

自然公園法及び県立自然公園条例では、木竹の伐採については規制があり、いわゆる木本類については採取が規制されているが、草本類は規制の対象となっていない。草本類は、特別保護地区であれば規制の対象となるが、県立自然公園に特別保護地区はない。よって、県立自然公園に指定しても、草本類については野放し状態というのが現状の法律である。草本類といっても山菜等から多種多様なためこのような状況なのだと思うが、特に保護が貴重な植物で知事が別途指定したものについては採取を規制できるという規定が設けられている。

既存の5つの県立自然公園についても、平成4年に調査を行い、採取を規制する指定植物が指定されている。約250種が指定されており、各地域の特性に合わせて指定されている。今回の僧ヶ岳県立自然公園についても、この250種をベースに僧ヶ岳にどうはまるかという再確認の作業をしているところである。

**(委員)**

この指定植物を採取したらどうなるのか。罰則等はあるのか。

**(事務局)**

罰金つきの罰則があるが、適用実績はない。

**(部会長)**

国立公園では、たまに新聞沙汰になったりはしている。こういう植物は、例えば弥陀ヶ原や室堂など人が多いところでは人の目があって取られることはあまりなく、むしろ車で入れるけれど、利用がないところが狙われやすい。公園の利用という面を通して、みんなで見守っていくというのにも効果があるのではないかと思う。

**(委員)**

一方で、植物の情報が公開されると、マニアにとっては貴重な植物がどこにあるか分かって有難いのではないか。指定植物のありかが苦労しないと見れないような状況の方がいいのでは。誰でもアクセスできて、どんな植物がそこにあるのか安易に分かってしまうと、乱獲が起こってしまうのではないか。

**(事務局)**

告示は、県立自然公園内で指定する植物名だけを記載し、それがどこにあるかは記載しない。

**(専門員)**

指定植物だけでなく、特別地域に指定されたらその植物は全て採取禁止にするという方法は取れないのか。

**(事務局)**

県の条例は自然公園法を受けているが、自然公園法自体がそのようなことはでき



ない法体系となっている。今のご意見のような発想で新しい条例上の条項を作るといってもできない訳ではないが、今のところは、従来の法体系の中で対応していくこととしている。

ただ、一般の方には、この植物は採取禁止という言い方ではなく、県立自然公園内だから植物は採らないでという広報の仕方をしていくつもりである。

**(専門員)**

季節によって重要な植物は違うので、調査の季節によって、漏れている植物があるのではないかと。

**(事務局)**

現地調査だけでなく、過去の文献調査も含めて、有識者の方が検討している。今回の僧ヶ岳についても、今までの250種に限らず、僧ヶ岳に特有な貴重な植物があれば追加するようお願いしている。

**(委員)**

これまでの指定植物のリストの中に、かたくりという花がないが、我々が現地調査で上がった際には、結構見られた。このかたくりのような消雪後に咲く春植物については、消雪時期と調査時期のタイミングによっては、漏れる可能性がある植物である。

**(事務局)**

かたくりについて、作業委託中の僧ヶ岳の調査でどうなっているかは、現時点では確認していないが、漏れないよう伝えておく。

**(委員)**

僧ヶ岳一帯は、保安林にも指定されているので、植物の採取は保安林でも規制されている。広報の際には、森林管理署とも相談し、看板の内容等広報の方法を工夫してはどうか。

**(専門員)**

国立公園の例になり、また植物ではなく蝶の例になるが、愛蝶家の中でタカネヒカゲが一匹2万円ほどで売れるということが話題になり、薬師岳周辺で採取する人が多く見られた。この時は、自然保護課等が高山蝶パトロールを行い、効果が出て数年でいなくなったし、現在はパトロールも行っていない。植物についても、広報しすぎるとマニアにはよくないと思う。

**(部会長)**

県立自然公園になったら、今までよりは植物については規制できるはずである。法律で採取を規制するには、むやみに採取すると絶滅する危険性があるというような裏づけも根拠が必要になる。

(専門員)

植物採取には罰則があるとのことだが、何らかの形で薬師岳のようなパトロールは行うことを検討しているのか。採取禁止というが、誰がどこで見ているのか漠然としている。

(事務局)

自然公園の巡視については、国の自然公園指導員、県の自然保護指導員によって、公園ごとに、住まいの近くの公園を見てもらおうということで十分ではないとは思いますが巡視体制をとっている。先ほどの蝶のような事例が植物でもあれば、個別に対策は取っていくことになる。

(専門員)

さきほど話題になった仏ヶ平の読み方についてだが、「だいら」と「ひら」のうち、共通した読み方としたもので、公園計画等にふりがなはふれるのか。

(部会長)

世の中には難読地名等もあるので、公園計画にふりがなを振ることは可能だとは思いますが、一つの読み方に確定させるかどうかは行政的判断である。地図に書く等の行為は読み方を誘導してしまうことにもなり、従来の読み方を変更する方からの反発等も考えられる。

(事務局)

地域によっても読み方は違うだろうし、例えば劔岳についてもいろいろな表記の仕方がある。地元の黒部、魚津両市に聞き取りをし、一致するならふりがなをふるが、一致しないなら読み方については、今回は見送りをさせていただきたい。

(部会長)

他に意見もないようであるので、今回の最終案によって、部会報告ということで、8月1日の審議会で報告させていただく。

今日の部会では、植生自然度という言葉が何度か出てきたが、昭和50年頃に全国の植生自然度を調査したところ、北海道が一位で富山県が二位であった。この数字の現在の状況は把握していないが、どちらにしろ、僧ヶ岳県立自然公園は、植生自然度7～9ということで、重量級の自然公園になると思われるので、指定後もそれに見合った管理をお願いしたい。

今後、審議会までに微修正がある場合は、事務方と私の方に一任いただくということでもよろしくをお願いしたい。

本日は ありがとうございます。

<閉会>